## 発議第 2 号

地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、地方財政の充 実・強化に関する意見書を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 7 月 4 日提出

提出者 薩摩川内市議会 総務文教委員会 委員長 山 中 真 由 美

## 提案理由

令和8年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源 水準確保より積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調にも 相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現すべきである。

ついては、国会及び関係行政庁に対し、地方財政の充実・強化に関する意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

## 地方財政の充実・強化に関する意見書 (案)

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育 て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、 物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、 多発する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サ ービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化し ています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する 姿勢を示してきましたが、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、 今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、令和8年度政府予算また地方財政の検討に当たっては、現行の地方 一般財源水準確保より積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ 基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を 求めます。

記

- 1 社会保障制度の充実、地域活性化、自治体DX化、脱炭素化、物価高騰対策、 防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を 的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にと どまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 とりわけ、子育で対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないよう、 あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとと もに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後は採用しないこと。

- 6 会計年度任用職員においては、令和6年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
- 7 諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。
- 8 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費はもとより、移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 9 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通 について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政 策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。
- 10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。
- 11 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 7 月 4 日

鹿児島県薩摩川内市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、 国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助)